

診療報酬改定にともなう取り組みを紹介！／サーベイランスのお悩みをクリアに！

ICT・ASTのための医療関連感染対策の総合専門誌

INFECTION THE JAPANESE JOURNAL OF INFECTION CONTROL CONTROL

7

Vol. 34 2025
July

今月の最新情報

■速報TOPiC

創部SSI対策の革新：選択可能なバンドルが導く新たな視点

■Current Knowledge for ICT

京都大学医学部附属病院を中心とした近隣地域における
リンクスタッフプロジェクトの取り組み

Practical
特集



1年経過したけど、
ほかの地域はどうしてる？



2024
年度

診療報酬 改定に沿った



加算1、2、3の取り組み

総まとめ

Advanced&
Focus特集

どう生かせばよい？ どうフィードバックする？

再チェックしませんか？

ICTが取り組むサーベイランスのお困りごと 解決集

地域の小規模病院や診療所へ 感染対策のための支援を行った 取り組み

高砂市民病院 看護局 主任（感染管理認定看護師） 中島博美

取り組みのきっかけ

外来感染対策向上加算

▶ 外来感染対策向上加算が新設され、カンファレンスや訓練など連携することが要件となった。主な施設基準として、「①診療所であること、②専任の院内感染管理者が配置されていること、③少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること、④感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練について、少なくとも年1回参加していること、⑤新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことについて自治体のホームページにより公開していること」がある¹⁾。

指導強化加算

▶ 指導強化加算の施設要件は、「他の保険医療機関（感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）に対し、院内感染対策に係る助言を行うための必要な体制が整備されていること」である¹⁾。

当院の状況

▶ まず医師会にカンファレンスの案内をしたが、面識のない先生方が参加されるのか、加算2の参加もあるなかでどのような内容が望ましいのか感染制御室で検討した。

取り組みの3ステップ



▶ STEP 1

診療報酬改定基準の確認

- ・ 少なくとも年2回程度、加算1または地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。また、加算1病院または地域の医師会が主催する新興感染症の発生などを想定した訓練に、少なくとも年1回参加していることが算定要件である。
- ・ 指導強化加算は、加算1の専従医師または看護師は、1年間に4回以上、加算2、3または外来感染対策向上加算の医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行った場合、指導強化加算として、30点を算定する。外来における連携強化加算は、加算1の医療機関に対して、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況について報告を行うことで3点の加算となる。
- ・ サーベイランス強化加算は、厚生労働省の院内感染対策サーベイランス（JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）など、地域や全国のサーベイランスに参加することで1点の加算となる。